

平成14年12月27日  
事務連絡

都道府県  
各指定都市 障害者支援費制度担当者 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課支援費制度施行準備室

支援費基準（案）等の送付について

平素より、支援制度の施行に向けてご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年度予算政府原案が決まり、支援費基準（案）については別添のとおりとなりましたので、取り急ぎお知らせいたします。

なお、詳細については、1月に予定しております全国会議において、お示しすることとしておりますので、よろしく願いいたします。

併せて、先般ご協力をいただいた施行準備関係の調査につきましても、遅くなりましたが集計がまとまりましたので、ご参考にされたく送付します。

# 平成15年度施設訓練等支援費の基準案(丙地単価)

○ 平成15年度単価の定員区分

小規模(30人以上40人以下;通所は20人、標準1(41人以上60人以下;通所は21人以上40人以下)、標準2(61人以上90人以下;通所は41人以上60人以下)、大規模(91人以上;通所は61人以上)

○ 現在民改費加算の対象となっていない公立施設等については、下記の単価に一定の率を乗じて算出する。

## 1 共通事項

- ① 入所時特別支援加算 @22,500円
- ② 退所時特別支援加算 @44,000円
- ③ 重度・重複障害者に対する加算 障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算  
対象者1人につき 月額31,900円

## 2 身体障害者施設支援費

		(月額、単位:円)	
		平成15年度単価	
身体 障害 者 療 護 施 設	小規模	A	507,100
		B	464,300
		C	421,100
	標準1	A	411,900
		B	386,300
		C	360,000
	標準2	A	403,500
		B	378,200
		C	348,000
	大規模	A	371,000
		B	345,100
		C	319,100
	併設等 (定員10人)	A	439,400
		B	390,500
		C	341,700
	併設等 (定員11人 ~20人)	A	350,600
		B	326,200
		C	301,800
通 所	~定員4人	A	166,900
		B	161,900
		C	156,900
	定員5人 ~10人	A	283,400
		B	281,400
		C	279,300
	定員11人 ~20人	A	205,500
		B	204,500
		C	203,500

		(月額、単位:円)	
		平成15年度単価	
身体 障害 者 更 生 施 設 、 内 部 除 く	小規模	A	361,300
		B	300,900
		C	264,400
	標準1	A	281,700
		B	232,300
		C	192,000
	標準2	A	265,800
		B	208,000
		C	165,800
	大規模	A	241,300
		B	186,700
		C	155,700
	通所	A	93,200
		B	91,200
		C	89,200
身体 障害 者 更 生 施 設 、 内 部	小規模	A	373,900
		B	313,400
		C	277,000
	標準1	A	294,200
		B	244,900
		C	204,500
	標準2	A	278,300
		B	220,500
		C	178,300
	大規模	A	253,800
		B	199,300
		C	168,200
通所	A	93,200	
	B	91,200	
	C	89,200	

		(月額、単位:円)	
		平成15年度単価	
身体 障害 者 授 産 施 設	小規模	A	306,700
		B	256,600
		C	220,100
	標準1	A	236,100
		B	205,400
		C	170,900
	標準2	A	219,500
		B	183,500
		C	158,900
	大規模	A	190,600
		B	162,900
		C	141,000
	通所	A	93,200
		B	91,200
		C	89,200
分 場	小規模	A	117,700
		B	109,200
		C	100,700
	標準1	A	166,400
		B	158,300
		C	141,600
	標準2	A	133,700
		B	128,300
		C	122,900
標準2	A	109,500	
	B	106,300	
	C	99,600	
大規模	A	96,300	
	B	94,000	
	C	89,200	
分 場	A	117,700	
	B	109,200	
	C	100,700	

		(月額、単位:円)	
常勤医師加算	小規模	18,200	
	標準1	10,900	
	標準2	7,800	
	大規模	5,500	

		(月額、単位:円)	
ALS等支援加算	遅延性意識障害者加算	10,000	
	筋萎縮性側索硬化症者等加算	20,000	
	神経内科医加算	14,500	
	看護師加算	82,400	

### 3 知的障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成15年度単価	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	323,700
		B	296,100
		C	256,200
	標準1	A	315,300
		B	288,400
		C	237,700
	標準2	A	291,300
		B	264,900
		C	228,400
	大規模	A	267,800
		B	239,100
		C	208,400
	併設(本体) (定員10人)	A	467,200
		B	451,000
		C	434,900
	併設(本体) (定員11人 ~20人)	A	338,600
		B	330,600
		C	322,500
	併設 (定員10人)	A	227,000
		B	210,900
C		194,800	
併設 (定員11人 ~20人)	A	219,300	
	B	211,200	
	C	203,200	

(月額、単位:円)

強度行動障害 支援加算	A	150,200
	B	177,100
	C	227,800

(月額、単位:円)

		平成15年度単価		
知的障害者入所授産施設	小規模	A	318,000	
		B	301,200	
		C	272,800	
	標準1	A	291,400	
		B	277,900	
		C	250,800	
	標準2	A	259,400	
		B	252,100	
		C	232,500	
	大規模	A	238,500	
		B	226,700	
		C	207,900	
	知的障害者通所更生施設	小規模	A	214,600
			B	198,800
			C	174,900
標準1		A	170,800	
		B	160,300	
		C	139,000	
標準2		A	152,300	
		B	146,000	
		C	133,200	
大規模		A	130,900	
		B	126,400	
		C	117,200	

(月額、単位:円)

		平成15年度単価	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	223,100
		B	207,000
		C	190,900
	標準1	A	176,600
		B	165,800
		C	155,100
	標準2	A	155,700
		B	149,200
		C	142,800
	大規模	A	133,300
		B	128,700
		C	124,100

通勤寮	A	107,600
	B	100,500
	C	93,300

通所部・分場	A	137,900
	B	129,800
	C	121,700

(月額、単位:円)

自活訓練 支援加算	同一敷地内の建物で実施	116,200
	同一敷地外の建物で実施	146,700

## 平成15年度居宅生活支援費の基準案(丙地単価)

### ① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護 ※1	2,100円	4,020円	5,840円	2,190円
家事援助 ※1		1,530円	2,220円	830円
移動介護	※2	※2	※2	※2
日常生活支援 ※3			2,410円	900円

※1 「身体介護」「家事援助」は、現行介護報酬並び。

※2 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

※3 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

### ② デイサービス支援費

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
身体障害者 デイサービス 支援費 (I)	単 独 型	4時間未満	3,530円	3,270円	3,010円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4時間以上	7,060円	6,550円	6,030円	
	併 設 型	4時間未満	2,840円	2,580円	2,320円	
		4時間以上	5,670円	5,150円	4,640円	
身体障害者 デイサービス 支援費 (II)	単 独 型	4時間未満	1,570円	1,370円	1,160円	
		4時間以上	3,150円	2,740円	2,330円	
	併 設 型	4時間未満	880円	670円	470円	
		4時間以上	1,760円	1,350円	940円	
知的障害者 デイサービス 支援費	単 独 型	4時間未満	2,930円	2,620円	2,320円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4時間以上	5,850円	5,250円	4,640円	
	併 設 型	4時間未満	2,230円	1,920円	1,620円	
		4時間以上	4,450円	3,840円	3,240円	
児童デイサービス 支援費	小規模		5,390円		送迎サービス加算 片道につき550円	
	標準		3,710円			
	大規模		2,840円			

※1 障害の程度等に応じて、区分1～区分3の単価を設定。

※2 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人～20人、大規模は21人以上とする。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者
身体障害者短期入所支援費	8,180円	7,370円	7,000円	14,540円	—
知的障害者(児童)短期入所支援費	8,130円	7,370円	4,640円	14,540円	20,950円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

※1 障害の程度等に応じて、区分1～区分3の単価を設定。

※2 遷延性意識障害(児)者及び重症心身障害(児)者の単価は医療機関を利用した場合。

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	定員	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	4人	132,650円	66,320円
	5人	119,380円	53,060円
	6人	110,540円	44,220円
	7人	104,220円	37,900円

※ 障害の程度等に応じて、区分1～区分2の単価を設定。

平成14年9月12日支援費制度担当課長会議資料正誤表

頁	誤	正
24	<p>ハ 身体障害者療護施設支援費            (四) 定員規模が<u>19人以下</u>の施設(他の施設と併設等する場合)</p> <p>(五) 定員規模が<u>20人以上29人以下</u>の施設(他の施設と併設等する場合)</p>	<p>(四) 定員規模が<u>10人</u>の施設(介護保険福祉施設(特別養護老人ホーム)と併設等する場合)</p> <p>(五) 定員規模が<u>11人以上20人以下</u>の施設(介護保険福祉施設(特別養護老人ホーム)と併設等する場合)</p>
29	<p>1の算式中            別表第1の1((4)を除く。)により算定される額</p> <p>別表第1の1(4)により算定される額</p>	<p>別表第1の1((3)を除く。)により算定される額</p> <p>別表第1の1(3)により算定される額</p>
30	<p>イ 知的障害者入所更生施設支援費</p> <p>(四) 定員規模が<u>19人以下</u>の施設(他の施設と併設等する場合)</p> <p>(五) 定員規模が<u>20人以上29人以下</u>の施設(他の施設と併設等する場合)</p>	<p>イ 知的障害者入所更生施設支援費            (三)の次に            (四) 定員規模が<u>10人</u>の施設(知的障害者入所更生を本体施設とし、知的障害児施設、盲児施設またはろうあ児施設を併設する場合)</p> <p>(1) 区分A 467,200円            (2) 区分B 451,000円            (3) 区分C 434,900円</p> <p>(五) 定員規模が<u>11人以上20人以下</u>の施設(知的障害者入所更生を本体施設とし、知的障害児施設、盲児施設またはろうあ児施設を併設する場合)</p> <p>(1) 区分A 338,600円            (2) 区分B 330,600円            (3) 区分C 322,500円</p> <p>(六) 定員規模が<u>10人</u>の施設(知的障害児施設、盲児施設またはろうあ児施設を本体施設とし、知的障害者更生施設を併設する場合)</p> <p>(七) 定員規模が<u>11人以上20人以下</u>の施設(知的障害児施設、盲児施設またはろうあ児施設を本体施設とし、知的障害者更生施設を併設する場合)</p> <p>以下、(六)を(八)に、(七)を(九)に改める。</p>
32	<p>注(2)            旧通所事業入所者</p>	<p>旧通所部入所者</p>
43	<p>注7            ……及び通所による<u>身体</u>障害者施設支援をうけているは、</p>	<p>……及び通所による<u>知的</u>障害者施設支援をうけている間は、</p>
49	<p>注2            ※遷延性意識障害者及びこれに準ずる者</p>	<p>※遷延性意識障害児及びこれに準ずる児童</p>

# 支援費制度準備状況調査の結果（概要）

平成14年10月15日現在

## 支給申請の受付及び支給決定の開始時期

○支給申請の受付は、12月までに84.8%の市町村で開始される。

(市町村数)

	10月以前	10月	11月	12月	1月	2月	3月	未定
受付開始	17	1,582	707	443	306	38	12	134
	0.5%	48.8%	21.8%	13.7%	9.4%	1.2%	0.4%	4.1%
支給決定開始	0	28	65	166	492	737	783	967
	0.0%	0.9%	2.0%	5.1%	15.2%	22.8%	24.2%	29.9%

## 利用見込み者数

○利用見込み者数は、居宅支援が208,405人、施設支援が213,139人となっている。

(人)

	身体障害者	知的障害者	児童	合計
居宅支援	104,530	62,066	41,809	208,405
施設支援	49,916	163,223		213,139

## 普及、啓発等のための活動

○広報誌・ホームページ等による広報活動やパンフレットの配布は、多くの市町村で行われている。

○今後の予定を含めると、利用者への訪問、文書送付等による説明も、半数以上の市町村で予定されている。

(市町村数)

	パンフレットの配布	広報誌・ホームページ等による広報	利用者・障害者団体等説明会	利用者への訪問等による説明	利用者への文書等の送付	その他
実施済み	1,529	2,213	1,109	280	986	130
	47.2%	68.3%	34.2%	8.6%	30.4%	4.0%
今後実施予定	1,144	1,143	1,118	1,472	1,659	143
	35.3%	35.3%	34.5%	45.4%	51.2%	4.4%
予定無し	205	70	476	616	183	266
	6.3%	2.2%	14.7%	19.0%	5.6%	8.2%
未定	390	146	713	945	533	427
	12.0%	4.5%	22.0%	29.2%	16.5%	13.2%

(複数回答あり)

## 事業者指定の状況

### ①事業者からの指定申請の受付及び指定の開始時期

○事業者からの指定申請の受付は、11月までに、ほぼ全ての都道府県等で開始されている。

○事業者の指定は、11、12月頃から開始する都道府県等が多い。

(都道府県及び指定都市数)

	7月以前	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	未定
	申請開始	0 0.0%	15 16.5%	37 42.4%	16 18.8%	16 18.8%	2 2.4%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%
指定開始	0 0.0%	2 2.4%	2 2.4%	10 11.8%	11 11.8%	25 28.2%	20 23.5%	8 9.4%	1 1.2%	1 1.2%	7 8.2%

### ②申請事業所数、指定事業所数

○指定申請を行った事業所のうち、31.3%の事業所が指定を受けている。

(事業所数)

		身体障害者	知的障害者	児童	合計	
申請事業所	居宅介護	527	430	390	1,347	申請事業所のうち指定を受けている事業所の比率
	デイサービス	129	106	35	270	
	短期入所	98	268	135	501	
	グループホーム		444		444	
	計	754	1,248	560	2,562	
指定事業所	居宅介護	178	147	128	453	33.6%
	デイサービス	26	32	5	63	23.3%
	短期入所	13	51	23	87	17.4%
	グループホーム		199		199	39.7%
	計	217	429	156	802	31.3%

## 事務のシステム化

### ①支給決定等の事務処理に係るシステム

### ②支払に係るシステム

(市町村数)

実施する	869
一部実施する	197
実施しない	828
未定 (検討中を含む。)	1,336

(市町村数)

実施する	支援費独自の支払いシステム	763
	その他	90
実施しない		937
未定(検討中を含む。)		1,437

※回答数(回答率)

都道府県 47 ( 100% ) 政令市・中核市 40 ( 95% ) 市町村 3,199 ( 100% )



# 支援費制度の円滑な施行に向けて

～平成15年度支援費基準（案）等の概要～

新しい障害者福祉サービスの仕組として、平成15年度より支援費制度が始まるが、そのサービスに要する費用の基準（障害者施設支援等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準＝支援費基準）については、概算要求時の内容を見直し、次のとおりとなっている。

支援費制度関係予算	322,540百万円
①ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援費	51,588百万円
②更生施設、授産施設などの施設訓練等支援費	269,679百万円
③支援費制度施行に係る事務の円滑化等の支援	1,273百万円
（※①及び②の支援費関係予算については、11か月分の予算計上である。）	

## 1 平成15年度予算案における対応

### 障害の重度化、重複化への対応の充実

障害の重度化、重複化に対応し、施設サービスの充実を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 入所施設利用者を対象として、重度・重複障害者の加算制度を創設。

（重度（A）であって、3種以上の重複障害を有する障害者を受け入れた場合）

一人月額 31,900円の加算

- (2) 重度施設類型の廃止等も考慮し、重度者の処遇の向上を図るため、重度（A）単価を改善。

〔 身体障害者授産施設A単価（標準1区分の場合、月額）  
215,800円 → 236,100円 〕

〔 知的障害者通所更生施設A単価（標準1区分の場合、月額）  
151,100円 → 170,800円 〕

### 障害者の地域移行の促進

障害者の地域移行を促進するため、身近な地域におけるサービス提供基盤を重視する等、以下の措置を講ずる。

- (1) 施設入所者の退所を積極的に支援し、施設から地域への移行を推進するため、退所時加算を大幅に増額。

〔 退所時特別支援加算  
21,400円 → 44,000円 〕

- (2) 在宅障害者への支援を促進するという観点から、入所施設よりも通所施設の単価改善を重視。

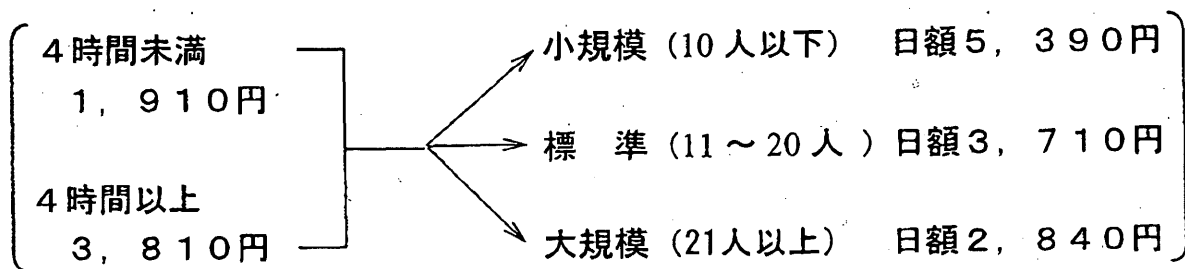
〔 身体障害者授産施設 4.5% up 知的障害者入所更生施設 4.1% up  
身体障害者通所授産施設 8.5% up 知的障害者通所更生施設 11.4% up 〕

- (3) 比較的軽度の障害者の施設から地域への移行を促進するインセンティブを高めるため、軽度（C）単価を引き下げ、より重度者を重視した入所施設サービスへの重点化。

〔 知的障害者入所更生施設C単価（標準1区分の場合、月額）  
250,300円 → 237,700円 〕

**その他の単価の見直し**

- (1) 障害児デイ・サービスについては、障害児の特性を考慮し、時間区分によるサービス単価から1日単位の単価設定とし、サービスの利便性を高めるとともに、小規模に配慮した単価設定。

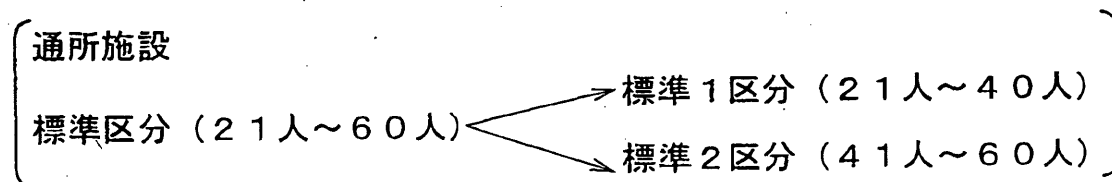
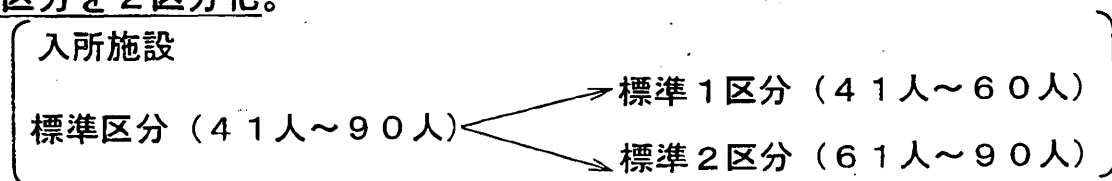


- (2) 旧措置入所者については、円滑な支援費制度への移行という観点から、適用単価を改善。

〔身体障害者療護施設B単価 (標準1区分の場合、月額)  
373,500円 → 386,300円〕

〔知的障害者通所授産施設B単価 (標準1区分の場合、月額)  
156,700円 → 165,800円〕

- (3) 施設の大規模化を抑制する観点から、施設の定員区分について標準区分を2区分化。



※ 公立施設に係る施設訓練等支援費については、減価償却費等相当額を除いた額とする。

## 2 平成14年度補正予算(案)における対応(措置費)

障害者の就労や地域生活への移行促進という観点から、施設運営の支援等、支援費制度円滑化に資する経費を措置費に計上。

### ○就労・地域生活支援強化事業

事業費ベース：100億円(国費ベース：50億円)

## 3 支援費制度導入に伴うつなぎ資金の貸付け

身体障害者更生施設等について、支援費制度に移行することに伴う収入空白期間に対応するため、社会福祉・医療事業団による支援費導入に伴うつなぎ資金の貸付けを実施。

- ①利率 事業団の定める率(貸付時期の財投融資資金の利率：現在1.2%)
- ②貸付金の限度額 所要資金の額
- ③所要資金 2ヶ月分(ただし、在宅については3ヶ月分)
- ④償還期間 5年以内
- ⑤3ヶ月賦償還(利息同様)
- ⑥無担保融資 1,000万円以内

(参考)

## 支援費基準（案）について

### 1 施設訓練等支援費の基準（案）

#### (1) 身体障害者更生施設（内部障害者更生施設を除く）

区分A	区分B	区分C
281,700円	232,300円	192,000円

#### (2) 内部障害者更生施設

区分A	区分B	区分C
294,200円	244,900円	204,500円

#### (3) 身体障害者療護施設

区分A	区分B	区分C
411,900円	386,300円	360,000円

#### (4) 身体障害者授産施設

区分A	区分B	区分C
236,100円	205,400円	170,900円

#### (5) 身体障害者通所授産施設

区分A	区分B	区分C
133,700円	128,300円	122,900円

(6) 知的障害者更生施設（入所）

区分A	区分B	区分C
315,300円	288,400円	237,700円

(7) 知的障害者授産施設（入所）

区分A	区分B	区分C
291,400円	277,900円	250,800円

(8) 知的障害者更生施設（通所）

区分A	区分B	区分C
170,800円	160,300円	139,000円

(9) 知的障害者授産施設（通所）

区分A	区分B	区分C
176,600円	165,800円	155,100円

(10) 知的障害者通勤寮

区分A	区分B	区分C
107,600円	100,500円	93,300円

(注) 上記の基準（案）は、入所施設＝定員50人、通所施設＝定員30人、丙地の場合である。

## 2 居宅生活支援費の基準（案）

### ① 居宅介護支援費

	30分以上1時間未満
身体介護	4,020円
家事援助	1,530円
移動介護	4,020円 (1,530円)
日常生活支援	2,410円

※1 「身体介護」「家事援助」は、現行介護報酬単価並び

※2 日常生活支援は1時間以上1時間30分未満の単価。(身体障害者居宅支援のみ。)

※3 「移動介護」は、身体介護を伴う場合の単価(( ))内は、身体介護を伴わない場合)

### ② デイサービス支援費

		区分1	区分2	区分3	加算
身体障害者 デイサービス 支援費	4時間未満	2,840円	2,580円	2,320円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
	4時間以上	5,670円	5,150円	4,640円	
知的障害者 デイサービス 支援費	4時間未満	2,230円	1,920円	1,620円	送迎サービス加算 片道につき550円
	4時間以上	4,450円	3,840円	3,240円	
児童デイサービス 支援費	小規模	5,390円			送迎サービス加算 片道につき550円
	標準	3,710円			
	大規模	2,840円			

※ 障害の程度等に応じて、区分1～区分3の単価を設定。

### ③ 短期入所支援費

	区分1	区分2	区分3	遷延性意識 障害(児)者	重症心身 障害(児)者
身体障害者短期 入所支援費	8,180円	7,370円	7,000円	14,540円	——
知的障害者(児童) 短期入所支援費	8,130円	7,370円	4,640円	14,540円	20,950円
送迎サービス加算	片道につき1,860円				

※1 障害の程度等に応じて、区分1～区分3の単価を設定。

※2 遷延性意識障害(児)者及び重症心身障害(児)者の単価は医療機関を利用した場合。

### ④ 知的障害者地域生活援助支援費(1ヶ月)

	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	132,650円	66,320円

※ 障害の程度等に応じて、区分1、区分2の単価を設定。

平成15年度障害福祉課予算(案)の概要

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
(項) 身体障害者保護費	千円	千円	千円	⊗ : 支援費
1. 在宅福祉対策費	10,170,246	10,095,860	△ 74,386	(1) 市町村在宅福祉事業費 11,175,052千円→ 9,133,360千円 ⊕ ① 身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業費 8,181,915千円→ 8,297,387千円 ・実施か所数 900か所→960か所 ② 訪問入浴サービス事業費 (身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業費より組み替え) 546,000千円→ 562,500千円 ③ 身体障害者福祉ホーム運営事業費 100,598千円→ 105,921千円 ・実施か所数 51か所→ 54か所 (2) 通所授産事業助成費補助金 ・在宅重度障害者通所授産事業費 (小規模作業所) 1,069,200千円→ 962,500千円 ・実施か所数 972か所→875か所
2. 施設福祉対策費	3,502,530	4,149,822	647,292	(1) 身体障害者福祉工場等の運営費 2,960,540千円→ 2,967,176千円 (2) 小規模通所授産施設の運営費 412,500千円→ 1,127,500千円 ・実施か所数 85か所→205か所 (3) 授産活動活性化特別対策費 101,250千円→ 41,250千円 ・実施か所数 27か所→11か所(継続) (4) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業 28,240千円→ 13,896千円 ・実施か所数 16か所→ 8か所
3. 更生訓練費等給付費	256,555	264,490	7,935	更生訓練費、施設入所者就職支度金
4. 更生医療給付費等	124,873	61,199	△ 63,674	訪問診査費
5. 支援費等	76,233,660	76,556,224	322,564	⊕ (1) 身体障害者施設支援費 74,878,123千円→ 75,215,613千円 (2) 点字図書館等事務費 1,355,537千円→ 1,340,611千円

※支援費関係予算については、11か月分の予算計上である。



事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
(項)児童保護費	千円	千円	千円	㊦：支援費
1. 支援費等	279,174,909	275,958,373	Δ3,216,536	㊦(1)知的障害者施設支援費 204,440,894千円→194,463,801千円 ・利用者負担における日用品費の 控除については、2カ年で実施  (2)障害児施設措置費 71,774,526千円→77,615,551千円 ㊦・知的障害児施設における自活訓練 事業の創設  (3)職親委託等 2,606,749千円→2,660,625千円  (4)小規模通所授産施設の運営費 324,500千円→1,204,500千円 ・実施か所数 69か所→219か所  (5)施設外授産の活用による就職促進モ デル事業 28,240千円→13,896千円 ・実施か所数 16か所→8か所
2. 心身障害児(者) 福祉対策費	17,245,588	18,811,004	1,565,416	(1)心身障害児(者)日帰り介護(テイク ビス)等事業費 13,159,007千円→14,443,437千円  ㊦①障害児通園(テイクビス)事業費 3,183,203千円→2,681,567千円 ・利用人員 9,340人→9,712人  ㊦②在宅知的障害者日帰り介護(テイク ビス)事業費 1,922,581千円→2,044,574千円 ・実施か所数 232か所→272か所  ㊦③障害児(者)短期入所(ショートステイ)事業 2,539,462千円→2,962,367千円 ・対象ベッド数2,500床→2,644床  ㊦④知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 5,513,761千円→6,754,929千円 ・利用人員 2,400人増  (2)心身障害児(者)地域療育等事業費 6,595,248千円→3,443,567千円  ①知的障害者生活支援事業 (生活支援ワーカー) 331,157千円→386,783千円 ・実施か所数 126か所→166か所

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
<p>(項) 社会福祉諸費</p> <p>1. 在宅福祉事業費等補助金</p>	<p>千円</p> <p>28,842,979</p>	<p>千円</p> <p>30,248,758</p>	<p>千円</p> <p>1,405,779</p>	<p>㊦ : 支援費</p> <p>②障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業分) 126,028千円→124,513千円</p> <p>③知的障害者福祉ホーム運営事業 120,316千円→120,316千円 ・実施か所数 87か所→87か所</p> <p>④知的障害児(者)相談等事業 15,238千円→15,005千円</p> <p>⑤重症心身障害児(者)通園事業 2,291,005千円→2,596,515千円 ・実施か所数A型 59か所→59か所 B型161か所→173か所 ㊦・巡回方式の導入</p> <p>⑥自閉症・発達障害支援センター運営事業 102,911千円→200,435千円 ・実施か所数 8か所→16か所</p> <p>⑦心身障害児(者)巡回療育相談等事業 43,922千円→0千円</p> <p>⑧知的障害者福祉等担当職員特別研修事業費(14年度限り) 29,704千円→0千円</p> <p>(3)通所援護事業助成費補助金 知的障害者通所援護事業助成費 (小規模作業所) 1,026,300千円→924,000千円 ・実施か所数 933か所→840か所</p> <p>(1)居宅介護等事業費 26,650,120千円→27,896,111千円</p> <p>㊦①訪問介護(ホームヘルプサービス)事業費 26,478,692千円→27,767,069千円 ・訪問介護員(ホームヘルパー) 4,520人増員</p> <p>②訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修事業費 171,428千円→129,042千円</p> <p>㊦②身体障害者短期入所事業費 1,075,283千円→1,080,039千円 ・対象ベッド数 1,600床→1,652床</p>

事 項	平成14年度	平成15年度	差 引	概 要
	予 算 額	予 算(案)	増△減額	
	千円	千円	千円	㊦：支援費
(3) 支援費制度施行に係る事務の円滑化等に対する支援				0千円→1,272,608千円 ・障害者地域生活推進特別モデル事業の創設等
(項) 厚生労働本省				
障害児(者)対策費	6,078	6,537	459	
児童福祉問題調査等経費	17,007	16,309	△ 698	
心身障害者福祉協会独立行政法人移行準備経費	0	404	404	
(項) 社会福祉諸費				
民間社会福祉事業助成費補助金	48,877	48,719	△ 158	在宅心身障害児(者)療育事業等助成費
医療機器等整備費	10,527	49,875	39,348	
心身障害児総合医療療育センター運営委託費	81,177	57,805	△ 23,372	
心身障害者福祉協会運営費補助金	3,040,469	1,284,522	△1,755,947	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金	0	1,564,984	1,564,984	平成15年10月より心身障害者福祉協会が移行する独立行政法人を創設

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
社会・援護局計上分	千円	千円	千円	
〔社会福祉施設整備 費関係〕				
1. 社会福祉施設等 施設整備費	—	—	—	(1)新障害者プラン関連施設設備整備  ②(2)国庫補助単価及び補助金算定方法 の簡素・合理化  ③(3)支援費制度施行に伴う身体障害者 授産施設等の国庫補助基準の改善
2. 社会福祉施設等 設備整備費	—	—	—	新障害者プラン関連施設設備整備
生活等支援事業の地域 の実情に応じた実施 体制の確保	5,608,973	(地方交付税措置)	—	・市町村障害者生活支援事業 ・障害児(者)地域療育等支援事業  (関連) 支援費制度の円滑な施行を図るため 障害者地域生活推進特別モデル事業 の創設(再掲)